

議案第22号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市西成区山王2丁目15番7-111号（判明している最後の住所）
中 野 忠 一
- 2 債 権 の 内 容 国民年金保険料の追納に要する資金の貸付金債権
- 3 放棄する債権の額 金193,200円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が死亡し、配偶者、子及び直系の父母すべてが死亡し、又は存在しておらず、かつ、消滅時効の期間が経過しているため

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市が行った国民年金保険料の追納に要する資金の貸付けに係る債務者に対する貸付金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。